

ハラスメント防止宣言

ハラスメントは、相手に対して意識的・無意識的に苦痛を与え、不快な思いや居心地の悪さを感じさせる行為を指し、人権侵害にかかわる、被害を受けた個人の尊厳を傷つけ職場環境の悪化を招く決して許されない行為です。

全職員において、ハラスメントに関する正しい知識と理解をもち、その予防に取り組むとともに、ハラスメント行為を発生させない、許さない、良好な人間関係の職場を目指します。

当消防本部では、2014年6月にパワーハラスメントによって、貴重な人材が失われました。このことを風化させることのないよう、当消防本部の長として、ハラスメント対策に関する取組みを推進し、以下のとおり宣言します。

【宣言】

酒田地区広域行政組合消防本部では、ハラスメント行為は断じて許さず、すべての職員がお互いに尊重し合える快適な職場環境づくりに取り組み、能力を十分に発揮できる風通しの良い職場の実現を目指して、ハラスメント防止のために取り得るあらゆる方策の推進に不断の努力を行うことを宣言します。

【実践項目】

- ハラスメントに対する体制の整備
 - ・ 個人面談、職員調査の継続及び相談しやすい環境づくり
 - ・ ハラスメントに関する相談をプライバシーに配慮しつつ誠実に対応し、被害者の安全確保を優先する
- ハラスメントに関する研修・教育の徹底
 - ・ 教育・研修を通じてハラスメント防止の啓発を行い、組織風土を整える
 - ・ ダイバーシティを理解し推進する
 - ・ 救助訓練関係者を対象とした研修の継続

令和6年5月10日

酒田地区広域行政組合
消防長 齊藤 政晴

〇〇課（分署）における実践項目

〇〇課（分署）における実践項目